

令和5年8月7日

大和町議会議長 高平聡雄 殿

大和町議会議員政治倫理条例に基づく

審査請求に係る審査特別委員会

委員長 槻田雅之

### 審査結果について（報告）

令和5年5月19日付けで審査請求があった事項について、審査を行ったので大和町議会議員政治倫理条例第11条第3項の規定に基づき、下記により審査の結果を報告します。

記

審査結果報告書 別紙のとおり

## 審 査 結 果 報 告 書

### 1. 審査請求書

1) 提出月日 令和5年5月19日(金)

2) 審査請求者 大和町議会議員 大須賀 啓  
同 上 堀 籠 日出子  
同 上 門 間 浩 宇  
同 上 千 坂 博 行  
同 上 馬 場 良 勝

3) 審査対象議員 宍戸 一博 議員

### 4) 審査請求の対象となる事由の該当条項

(1) 大和町議会議員政治倫理条例第6条第1号

「町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと」

(2) 大和町議会議員政治倫理条例第6条第8号

「町の職員（臨時職員等も含む。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと」

### 5) 政治倫理基準に違反する事実

(1) 税金滞納

(2) 議員報酬等差押え命令に伴う供託手続きによる事務負担増

## 6) 政治倫理基準に違反する事実に係る証拠

### ◇大和町長からの報告書

#### (1) 議会議員に対する滞納処分に係る財産調査のための照会

(地方税法において準用する国税徴収法第141条に基づく財産調査)

##### 財産調査①

照会月日：令和5年2月21日

照会元：大和町長

照会事項：最近3ヶ月間の給与及び前年と今年の賞与等の支給額

##### 財産調査②

照会月日：令和5年4月5日

照会元：宮城県仙台北県税事務所

照会事項：最近3ヶ月間の給与及び直近の賞与等の支給額

#### (2) 議員報酬等の差押命令の送達（報告）

(仙台地方裁判所第四民事部からの差押命令)

##### 差押命令①

通知日：令和4年11月25日（令和4年11月29日受理）

差押債権：令和6年3月31日まで町が債務者（宍戸議員）に支給する  
報酬及び期末手当（町は本件の第三債務者となる）

##### 差押命令②

通知日：令和5年1月13日（令和5年1月17日受理）

差押債権：令和6年3月31日まで町が債務者（宍戸議員）に支給する  
報酬及び期末手当（町は本件の第三債務者となる）

##### 差押命令③

通知日：令和5年3月28日（令和5年3月30日受理）

差押債権：令和6年3月31日まで町が債務者（宍戸議員）に支給する  
報酬及び期末手当（町は本件の第三債務者となる）

## 2. 審査請求書提出及び審査特別委員会設置に至る経過

月 日	区 分	内 容・決 定
R5. 2. 20	報告書提出（町長より）	議員報酬等の差押命令が送達されたこと
R5. 2. 22	報告書提出（町長より）	滞納処分に係る財産調査の照会があったこと
R5. 3. 15	顧問弁護士へ相談	報告書受理に伴う対応等を相談し、今後の取り扱いの指導を受ける。
R5. 3. 30	全員協議会（秘密会）	提出された報告書内容を説明、取り扱いを協議した結果、議会運営委員会に付託を決定した。
R5. 3. 31	報告書提出（町長より）	議員報酬等の差押命令が送達されたこと
R5. 4. 12	報告書提出（町長より）	滞納処分に係る財産調査の照会があったこと
R5. 5. 15	議会運営委員会（秘密会）	委員5名から審査請求書が提出、その後、本会議において、審査特別委員会の設置案を審議することを決定した。
R5. 5. 19	審査請求書提出	別添のとおり、条例に基づき5名の議員による審査請求書が提出された。（第8条）
R5. 5. 22	議会運営委員会	提出された審査請求書の取り扱い等を協議し、6月定例会議において審査特別委員会の設置議案を上程することを決定した。
R5. 6. 2	議会運営委員会	審査特別委員会設置議案を確認した。
R5. 6. 5	全員協議会	審査特別委員会の設置議案、採決方法等を報告した。
R5. 6. 6	6月定例会議（最終日）	審査特別委員会の設置議案を可決し、可決後に開催した審査特別委員会において正副委員長を決定した。

### 3. 特別委員会の設置

令和5年5月19日付けにて、大和町議会議員5名より、大和町議会議員政治倫理条例（以下「条例」と言う。）第8条第1項の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。

その後、議会運営委員会の議決を経て、6月定例会議の最終日（令和5年6月6日）に議長と審査対象議員を除く16名で構成する条例に基づく審査請求に係る審査特別委員会（以下「特別委員会」と言う。）の設置議案を可決し、調査及び審査を付託した。

#### ○特別委員会委員名簿

委員長 槻田 雅之 議員	副委員長 馬場 久雄 議員
委員 児玉金兵衛 議員	委員 佐々木久夫 議員
委員 佐藤 昇一 議員	委員 今野 信一 議員
委員 犬飼 克子 議員	委員 馬場 良勝 議員
委員 千坂 博行 議員	委員 今野 善行 議員
委員 渡辺 良雄 議員	委員 千坂 裕春 議員
委員 門間 浩宇 議員	委員 藤巻 博史 議員
委員 堀籠日出子 議員	委員 大須賀 啓 議員

### 4. 審査の経過

特別委員会は、令和5年6月6日に設置されて以降、審査に付託された今回の事件が、条例第6条第1号「町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと」、更に同条第8号「町の職員（臨時職員等も含む。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと」の政治倫理基準に違反する行為であるか否か、違反する場合は条例に基づく措置をすべきかどうかについて、審査対象議員に対する意見聴取等を含む計4回にわたり、公平かつ慎重に調査及び審査を行った。

調査及び審査の経過内容は次のとおりである。

### 1) 特別委員会設置 令和5年6月 6日(火)

6月定例会議において、議会運営委員会委員長提案により特別委員会の設置及び調査・審査付託を決定し、その後に開催された特別委員会で委員長及び副委員長を選出した。

### 2) 第1回特別委員会 令和5年6月22日(木)

条例に基づき提出された審査請求書の内容、証拠書類等、審査請求書提出に至る経過、議会における対応等を確認し、今後の進め方などを協議した。

次回の特別委員会において、審査対象議員及び総務課長を参考人として出席を求め、意見等を聴取することを決定した。

### 3) 第2回特別委員会 令和5年7月 3日(月)

参考人より意見等を聴取、政治倫理基準に違反する事実に係る証拠として提出された報告書写しを確認した。

なお、参考人聴取前に議長から審査対象議員に対する指導内容等、更に議会事務局職員の事務手続き負担等を議会事務局長より説明があった。

招集参考人 審査請求対象議員：宍戸 一博 議員  
事務手続き負担：総務課長

### 4) 第3回特別委員会 令和5年7月14日(金)

審査対象議員及び総務課長からの意見等を聴取、政治倫理基準に違反する事実に係る証拠として提出された報告書写しにて、政治倫理基準に違反する事実を確認した。その上で委員全員の意見等を聴取した結果、政治倫理基準違反の存否を「違反あり」とし、審査対象議員に対する必要な措置を「議場における謝罪文の朗読」と決定した。

なお、委員長を除く15名の意見聴取結果は次のとおりである。

- ・議場における謝罪文の朗読 11名
- ・議員辞職勧告 3名
- ・議会役職の辞任勧告 1名

### 5) 第4回特別委員会 令和5年7月20日(木)

前回の審議内容を確認し、議長宛に提出する審査結果報告書案及び必要な措置となる「議場における謝罪文の朗読」の謝罪文案に関する承認を得た。

なお、審査結果報告書案及び謝罪文案における詳細の文言修正等は正副委員長に一任された。

## 5. 審査の結論

### 1) 政治倫理基準の違反行為の存否について

条例第1条に規定する目的規定、更に議員は、町民の代表として町民の信頼に値する高潔な人格を目指し、町民の非難を受けないよう政治倫理の向上に努めることが求められている。それによって、職務の公正さや職務執行の正当性を強め、議会の公正な運営と町政に対する町民の信頼に応えるものと考えられる。

そうしたことから、条例第6条第1号に規定された「品位と名誉」は、高い倫理性を意味している。それに反する「品位と名誉を損なう行為」は、必ず不正行為につながることから禁止したものである。それほどまでに「品位と名誉を損なう行為」をしてはならないことであり、品位と名誉を損なう度合いが大きければ大きいほど、それに比例して不正の疑惑が強まることを意味している。

本件において、審査請求対象議員は、税金滞納と言う遵法意識の欠如は「品位と名誉を損なう行為」であり、条例第6条第1号「町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。」に該当する行為があったと判断した。

更に議員個人の事業に関することとは言え、裁判所の差押命令により議員の報酬及び期末手当が差押えとなり、それに伴い通常にはない毎月の供託手続きを行う事実が発生し、役場内の関係各課等の公正な職務執行を妨げる事態を招いたと判断した。

これらのことを踏まえ、条例第6条に規定されている「政治倫理基準」に違反するとの結論に至った。

### 2) 必要と認める措置

特別委員会は、上記により政治倫理基準に違反することとし、条例第11条第4項に基づく必要な措置として、今回の事案は町民の信託を受けた議員が町民全体の代表者としての名誉と品位を損ない、大和町議会の信用を失墜させたことに対し、公開の議場における「謝罪文の朗読」とする。

このことは、特別委員会として、審査対象議員に本報告書で示した審査の結果を真摯に受け止め、町民全体の代表である議員の役割り及び責務を正しく認識した上で、議員としての本来の職責を果たしていただくことを期待し、上記措置を決定したものである。